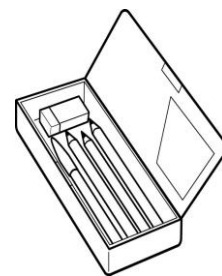


# 就学援助費の申請について

香南市教育委員会

香南市では、経済的な理由によって学用品の購入や給食費の支払いでお困りの場合に、その費用の一部の援助を行います。



## 援助の対象となる世帯

児童生徒と同一の世帯全員が、下記の項目のいずれかに該当する世帯

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 当該年度において生活保護が停止または廃止になった世帯
- 3 市民税が非課税の世帯
- 4 その他経済的に困窮していると教育委員会が認めた世帯

住民票で世帯は別でも同じ住所にお住まいの方は、生計の状態にかかわらず同一世帯とし、その所得を合算して審査をしています。申請書への記載をお願いします。

## 申請について

申請をされる方は、就学援助費認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し学校へ提出してください。申請理由はできるだけ具体的にご記入下さい。「経済的に苦しい為」等の理由のみでなく生活の状況が分かるようにご記入をお願いします。申請書は、各学校または教育委員会にあります。年度途中での就学援助費の申請も随時受け付けをしています。

申請にあたり民生委員の意見は原則求めませんが、状況によっては、民生委員の意見を求める場合がありますので、その際には通知をいたします。

## 添付する必要書類について

審査は世帯の課税状況で判定を行いますが、マイナンバー制度の利用ができるため、課税証明書の提出は必要ありません。ただし、個人番号の確認と本人確認を行うため個人番号カードの写し運転免許証等の写しが必要です。

個人番号カードの写しや運転免許証等の写し

同意書（18歳以上の方は同意書への記載（自署すること）をお願いします。）

## 認定結果について

認定の可否については、審査のうえ学校を通じてお知らせします。

## 申請内容に変更があった場合

申請内容（住所変更、家族構成の変更、就労など）に変更があった場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。認定を取り消した場合、就学援助費の支給は、当該事由が発生した月までとなります。

虚偽の申請や、その他不正な手段によって援助費を受けた場合は援助費の返還を命ずる場合があります。

## 対象となる所得の目安

人数	家族構成	所得額
2人	父又は母(20～40歳) 小学生1人	175万円以下程度
3人	父又は母(20～40歳) 小学生1人 中学生1人	248万円以下程度
4人	父と母(20～40歳) 幼児1人 小学生1人	267万円以下程度
4人	父と母(41～59歳) 小学生1人 中学校1人	296万円以下程度
5人	父と母(41～59歳) 小学生2人 中学生1人	349万円以下程度

(注意事項) 所得額は家族構成等によっても異なってきます。上記表中の所得額は、あくまで目安となっていますので参考にご覧ください。所得額は、所得総額から社会保険料控除、生命保険料控除及び地震保険料控除を除いた額。

## 援助の内容

項目	対象となる内容	援助額
学用品費	学用品の購入費	小学校：11,630円 中学校：22,730円
通学用品費	通学用品の購入費	2,270円
校外活動費(宿泊あり)	宿泊を伴う校外活動における交通費・見学科	小学校：3,690円(上限額) 中学校：6,210円(上限額)
校外活動費(宿泊なし)	宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学科	小学校：1,600円(上限額) 中学校：2,310円(上限額)
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科等定められた経費	対象となる経費分
新入学学用品費	新入学時の学用品・通学用品の購入費 (4月末日までに申請した新1年生に限る) ※定める期間中に申請の場合は入学前年度の3月に支給します。	小学校：54,060円 中学校：60,000円
生徒会費	生徒会費として負担する経費(中学校のみ)	実費額相当
PTA会費	PTA会費として負担する経費	実費額相当
学校給食費	学校給食費	実費額相当
医療費	学校指定病の治療費(学校指定病とは、中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・トラコーマ・結膜炎・むし歯・寄生虫・白癬・とびひ・アタマジラミで、学校が医療券を発行したもの)	治療費の3割(自己負担分) ・生活保護世帯は全額

- ・上記援助費は、令和4年度の限度額(年額)です。
- ・年度途中から認定された方は、学用品費、通学用品費は月割りで支給になります。
- ・県立学校に在学されている場合、学校給食費・医療費は、援助の対象外となります。
- ・生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費(学校指定病)が対象となります。



### 〈問い合わせ先〉

香南市教育委員会学校教育課(電話0887-50-3019)または、学校へお問い合わせください。